

令和8年 第4回洞爺湖町農業委員会会議録

招 集 年 月 日	令和8年4月27日					
招 集 の 場 所	洞爺湖町洞爺総合センター 青年研修室					
開 会 ・ 閉 会	開 会	令和8年4月27日 午後1時30分				議長 青山 晴重
日 時 及 び 宣 言	閉 会	令和8年4月27日 午後2時25分				議長 青山 晴重
応 招 委 員 及 び 出 席 並 び に 欠 席 委 員 出席 10名 欠席 0名 ○＝出席 ×＝欠席	議席番号	氏 名	出席	議席番号	氏 名	出席
	1	丸 田 学	○	10	青山 晴重	○
	2	佐々木 哲三	○			
	3	宮本 好	○			
	4	曾川 泰寛	○			
	5	佐伯 昌彦	○			
	6	菊地 哲也	○			
	7	田中 恭一	○			
	8	西岡 正雄	○			
	9	吉田 新一	○			
会議録署名委員	1 番	丸 田 学		2 番	佐々木 哲三	
義務のために会議室に 出席した者の氏名	事務局長 若 木 渉		事務局員 片 岸 昭 弘		事務局員 山 本 玲	
	事務局員 楽 木 雄 太					
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

洞爺湖町農業委員会

議 事 の 経 過 (R8.4.27)		
日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
開 会	議 長	ただいまより、令和 8 年第 4 回洞爺湖町農業委員会総会を開会いたします。 直ちに、本日の会議を開きます。 本日の出席委員は 10 名でございます。したがって、総会は成立いたします。
日 程 1 会議録署名委員	議 長	日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。 本日の会議録署名委員は、会議規則第 13 条の規定により、1 番の丸田学委員及び、2 番の佐々木哲三委員にお願いいたします。
日 程 2 会期の決定	議 長	次に、日程第 2、会期の決定について、お諮りいたします。 本総会の会期は、本日一日といたしたいと思います。 ご異議ありませんか。
	議 長	異議なしと認めます。よって、会期は本日一日といたします。
日 程 3	議 長	次に、日程第 3 議事に入ります。
議案 1 号	議 長	議案第 1 号「合意解約通知の成立状況の確認について」の件を議題といたします。事務局より説明願います。
	事 務 局	(議案朗読により、説明) 以上の内容は、農地法第 18 条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解除が成立しており特段の通知等の必要ないと考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議 長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議 長	質疑が無いようですので、議案第 1 号「合意解約通知の成立状況の確認について」の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 1 号「合意解約通知の成立状況の確認について」の件は、可と決定いたします。
議案 2 号	議 長	次に、議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について」の件を議題といたします。事務局より説明願います。

議 事 の 経 過 (R8.4.27)		
日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
議案 2 号	事 務 局	(議案朗読により、説明) 以上の申請内容は、農地法第 3 条調査書の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議 長	説明が終わりましたが、本件は農地法第 3 条第 2 項第 7 号の「地域との調和要件」が審査対象となります。申請者の地区委員であります吉田新一委員及び西岡正雄委員にお伺いします。本件の調和要件は問題ありませんか。
	地区委員 (2 名)	特に問題はありません。
	議 長	議案説明、地区委員からの報告が終わりました、質疑をお受けいたします。
	5 番委員	土地の所有権だけ移ったという認識で良いか。
	事 務 局	その認識で問題ございません [REDACTED] については、農地適格化法人ではなくなりますが、農作業を受託する形になります。(特定農作業受委託契約を締結する予定。) その為、農業所得の申告は [REDACTED] が行うことになります。 [REDACTED] また、税制上の控除等については、農地の所有者は [REDACTED] になるので、 [REDACTED] 受けることができない形になります。
	5 番委員	[REDACTED] が農地を所有するメリットはあるのか。
	事 務 局	現状、 [REDACTED] については、農地 (畑等) を持っていない状況であります。肥育までの一貫を購入飼料でやっている経営体となります。広大な北海道の牧草地を活用し、自家消費用の飼料を確保することが出来るので、その点はメリットと言えるかもしれません。補足ではございますが、 [REDACTED] については、複数の都道府県で経営を行っており、各都道府県から認定農業者の認定を受けている実情がございます。今回に関しても、 [REDACTED] から認定を受ける流れになるかと思われます。
		(他に、質疑はございませんか。)

議 事 の 経 過 (R8.4.27)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 2 号	議 長	質疑が無いようですので、議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について」の件を可と決定してよろしいでしょうか。
	議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について」の件を可と決定いたします。
議案 3 号	議 長	次に、議案第 3 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 1 項の規定に基づき要請について」の件を、議題といたします。事務局より説明願います。
	事 務 局	(議案朗読により、説明) 以上の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 1 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画作成に係る要件確認チェックリストの各要件を満たしている所以要請すべきと考えます。また、農地中間管理機構が定めようとする計画内容が要請の内容と一致した場合に限り、即日広告できるものと考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議 長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
	5 番委員	利用権移転について、所有権に関しては[]が所有しているという事か。また借賃の金額については、今回移転を受ける方が[]に対して支払うという認識で良いか。
	事 務 局	所有権は[]という認識で間違いはございません。また、借賃については、旧制度期間中の利用権移転手続きを継続するものでございますので、売買価格の 2 %が借賃料となります。標記の金額を[]に支払うという認識で間違いございません。 (他に、質疑はございませんか。)
	議 長	質疑が無いようですので、議案第 3 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 1 項の規定に基づき要請について」の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 3 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 1 項の規定に基づき要請について」の件は、可と決定いたします。

議 事 の 経 過 (R8.4.27)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 4 号	議 長	次に、議案第 4 号「令和 7 年度洞爺湖町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動点検・評価」の決定について」の件を議題といたします。事務局より説明願います。
	事 務 局	(議案朗読により、説明)
	議 長	説明が終わりましたが、質疑をお受けいたします。
	5 番委員	議案の 4 9 ページに記載されている面積については、農業センサスの面積を記載しているという事か。
	事 務 局	その通りでございます。当町については、毎年経営状況調査を実施しておりますので、その数値を記載しても良いとは考えておりますが、統一して農業センサスの数値を記載してほしいとのことです。その数値を記載しております。
		(他に、質疑はございませんか。)
	議 長	質疑が無いようですので、議案第 4 号「令和 7 年度洞爺湖町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動点検・評価」の決定について」の件を可と決定してよろしいでしょうか。
議案 5 号	議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 4 号「令和 7 年度洞爺湖町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動点検・評価」の決定について」の件を可と決定いたします。
	議 長	次に、議案第 5 号「令和 8 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について」の件を議題といたします。事務局より、説明願います。
	事 務 局	(議案朗読により、説明)
	議 長	説明が終わりましたが、質疑をお受けいたします。
		(他に、質疑はございませんか。)
	議 長	質疑が無いようですので、議案第 5 号「令和 8 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について」の件を可と決定してよろしいでしょうか。

議 事 の 経 過 (R8.4.27)		
日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
議案 6 号	議 長	次に、議案第 6 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」の件を議題といたします。事務局より、説明願います。
	事 務 局	(議案朗読により、説明)
	議 長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議 長	質疑が無いようですので、議案第 6 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 6 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」の件は、可と決定いたします。
閉 会	議 長	以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。 令和 8 年 第 4 回洞爺湖町農業委員会総会を閉会いたします。